

3

会社法における内部統制システム構築義務

前述のとおり、わが国では1993年の商法改正以降、数多くの株主代表訴訟が提起され、その結果、2005年6月29日に成立した会社法で、新たな取締役等の義務として「内部統制システム構築義務」が規定された。大会社では、「取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するため（略）に必要なものとして法務省令で定める体制の整備」（第362条第4項第6号）につき、取締役会で決定する必要がある（第362条第5項）³。具体的な体制整備の内容は法務省令に委任されているが、2006年2月7日に公布された会社法施行規則では第100条第1項第1号から第5号に、以下の5項目を要件として挙げている。

- 第1号 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
- 第2号 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
- 第3号 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
- 第4号 使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
- 第5号 当該株式会社並びにその親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

このうち、第2号はリスクマネジメント体制、第4号はコンプライアンス体制であり、また第5号によって、企業グループに内部統制システム構築の対象を広げている。

これらは、商法では曖昧であった、取締役の善管注意義務および忠実義務の要件を明文化したものであり、また取締役の任務懈怠と損害との

3 取締役会設置会社以外の会社については、会社法第348条第4項で規定を設けている。

因果関係の要件を充足すれば、第三者に対する責任が問われる可能性もある。つまり、会社に対する任務懈怠責任（第423条第1項）や、第三者に対する責任（第429条）を根拠として、株主または第三者による訴訟を促し、これを抑止力として企業活動の適法性を確保する、という法の目的の実現を意図していると考えられる。

なお、会社法施行規則第100条第1項第5号に規定された、企業グループを対象としたリスクマネジメント体制、コンプライアンス体制整備に関する親会社等の取締役の義務は、2014年の改正会社法で法文に格上げされて現在に至っている。

4 内部統制システムの概念

内部統制システムは、会社法および会社法施行規則に規定された「業務の適正を確保するための体制」であり、その概念は、取締役の善管注意義務および忠実義務に関する裁判例における「内部統制システム」の概念を採用している⁴。

ここでいう裁判例とは、2000年9月20日のD銀行株主代表訴訟事件の大坂地方裁判所判決、2002年4月5日に公表された鉄鋼K社株主代表訴訟事件の和解の際の神戸地方裁判所の所見、および2004年12月16日の飲料Y社株主代表訴訟事件の東京地方裁判所判決、などである。これらの判例などにより、内部統制システムの法的概念が形成されており、その結果として、会社法に明文の規定を置いたと解することができる⁵。従って、会社法に規定された内部統制システムの概念を整理するためには、これらの判例を検討する必要がある。

4 相澤哲『一問一答 新・会社法』（商事法務、2005年）129頁。相澤氏は、法務省大臣官房参事官の立場でこの著書を執筆し、その中で「リスク管理体制（いわゆる「内部統制システム」）を整備することが必要である旨判示した裁判例」と明言している。

5 これらの事件のほかにも、食品D社株主代表訴訟事件大阪地判平成16年12月22日金商1214号26頁、食品Y社株主代表訴訟事件東京地判平成17年2月10日判時1887号135頁などがある。

(I)D銀行株主代表訴訟事件⁶

当初、別々の事件として提訴されていたものが併合されて、大阪地方裁判所で判決が下されており、判決本文では「甲事件」および「乙事件」として表示されている。

甲事件の概要は次のとおりである。D銀行ニューヨーク支店において、同行の元行員が1984年から1995年までの間、同行に無断かつ簿外で米国財務省証券の取引を行い、約11億ドル（約1,260億円）の損害を発生させた。これを隠蔽するために、D銀行所有の米国財務省証券を無断かつ簿外で売却し、同行に約11億ドルの損害を与えた。当時、代表取締役及びニューヨーク支店長の地位にあった取締役に管理体制（内部統制システム）を構築すべき善管注意義務及び忠実義務違反があったのにこれを怠ったこと、またその他の取締役及び監査役は、代表取締役が内部統制システムを構築しているか、監視する善管注意義務または忠実義務があったのに、これを怠ったことを理由として、損害金等の賠償を求めた株主代表訴訟である。

また、乙事件の概要は次のとおりである。D銀行は、無断かつ簿外の取引による損失をアメリカ当局に隠匿したなどの理由で刑事訴追を受け、罰金3億4,000万ドル（約390億円）および弁護士費用1,000万ドル（約11億5,000万円）を負担した。内部統制システムの構築を怠ったことにより元行員の隠蔽を防止できなかったとして、D銀行が支払った罰金および弁護士費用等を賠償するように求めた株主代表訴訟である。

この事件は、1995年7月にこの元行員が頭取宛に、一連の事実および約11億ドルの損失を告白した書簡を送付したことにより発覚した。D銀行は、わが国の大蔵省（当時）や現地弁護士などとの協議を経て、同年9月に現地当局へ事件の報告を行った。しかし、30日以内に米国金融当局への通知を行うことを定めた米国法に違反したことなどにより、アメリカ当局より刑事訴追を受けた。

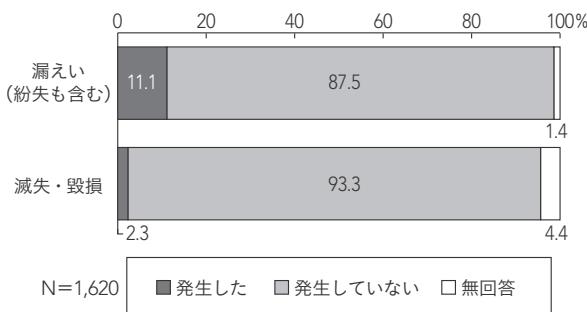
6 大阪地判平成12年9月20日判時1721号3頁。

情報の持ち去り事件から考える 情報法コンプライアンスのあり方

個人情報保護委員会の委託調査「個人情報の保護に関する事業者の取組実態調査」(2018年)によると、「個人情報の漏えい（含む紛失）」があつたと答えた民間事業者は11.1%であった。実に9社に1社は過去に個人情報漏えい事件を経験していることになり、数多くのリスク項目の中でも発生頻度が極めて高いリスクであることがうかがえる³。

一方、情報処理推進機構が実施した「企業における営業秘密管理に関する実態調査」(2020年)によると、過去5年間で営業秘密の漏えいが「あつた」「おそらくあつた」と答えた事業者は5.2%であり、近年は低下傾向にある。しかし、営業秘密の漏えい事例の発生ルートは、「中途退職者（役員・正規社員）による漏えい」が36.3%であり、内部者による犯行が多いことに特徴がある⁴。

図表6-1 個人情報の漏えい(紛失も含む)、滅失・毀損を経験した事業者

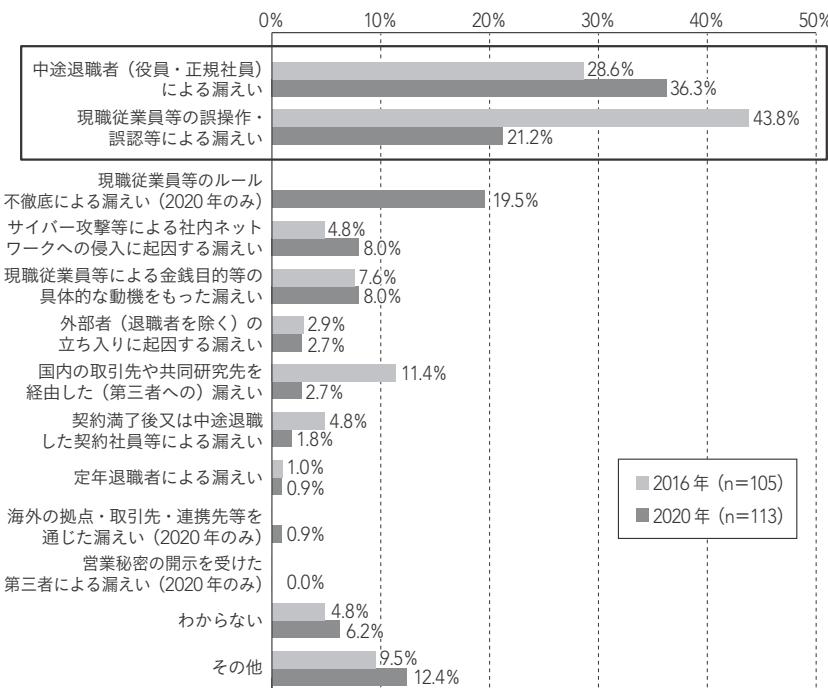


出典：個人情報保護委員会「個人情報の保護に関する事業者の取組実態調査」(2018年)

3 野村総合研究所が2018年2月13日～3月2日に民間企業・学校法人・社会福祉法人・NPO法人、その他公益法人を対象に行ったアンケート調査で、サンプル数は1,620事業者である。

4 情報処理推進機構が2020年10月12日～11月27日に企業を対象に行ったアンケート調査で、サンプル数は2,175件である。

図表6-2 営業秘密の流出ルート



出典：情報処理推進機構「企業における営業秘密管理に関する実態調査」（2020年）

情報漏えい事件が発生すると、企業は多大な損失を被ることとなる。特に個人情報の場合は、①プライバシー侵害を根拠とする本人からの訴訟リスク、②個人情報保護法における安全管理義務違反による罰則リスク、③委託元から預託された情報であった場合は、契約違反として損害賠償請求を受けるなどの契約リスク、④会社法における内部統制システム構築義務違反であれば、株主代表訴訟リスク、⑤その他、被害者への補償、業務ストップ、信用喪失などのリスクを負うこととなる。

企業に最も大きな損失をもたらすリスクは、⑤の顧客対策費等の支出、社会的信用の毀損による売上の減少であろう。例えば、2014年6月に3,504万件の顧客情報が流出した教育出版B社事件では、500円の金

券を被害者に送付したことで特別損失260億円を計上し、同年の決算では上場以降初めての赤字に陥った。また翌年4月には約25%の顧客が契約を継続しなかった⁵。つまり、同社の主力商品の売上が前年比約75%に減少したことになる。

その他、①本人からのプライバシーの侵害を根拠とした訴訟の賠償額は、概ね数千円から数万円である。名誉毀損事件の慰謝料が高額であることを考えると、プライバシーの権利の侵害に関する賠償額は極めて低い⁶。ただし、多くの場合は漏えい件数が多いことが、企業にとって大きなリスクになり得る。

また、③の場合、委託先から情報が漏えいすれば、委託元は、上記のような直接・間接の損害を被ることとなる。そこで、委託元は委託先に対し、債務不履行を根拠として、漏えいに起因する損害の賠償を請求することとなる。また、委託元が金融機関であるなど、主務官庁の規制が厳しく、情報漏えいが当該事業の許認可に直結する業種においては、委託元の事業継続リスクに直結することとなる。他方、漏えい事件を起こした委託先企業にとっては、膨大な損害の賠償と信用の低下により事業存続に関わる大きなクライシスに直面する可能性がある。

このように企業における個人情報漏えい事件は、発生頻度が高く、発生時に多大な損失を被ることから、極めて優先順位が高いリスクであると評価できる。従って、情報セキュリティは経営上の重要事項であるといつても過言ではないだろう。

次ページのケースは、情報法の特徴をよく表したケースである。内部者による情報の持ち去り事件が発生したときは、被害拡大防止の対策を検討する必要がある。特に、個人情報が含まれている場合は、権利侵害の拡大を防止することはクライスマネジメントの重要なテーマである。

5 井上泉「B社個人情報漏えい問題」『サステナビリティ経営研究』vol.1（2020年）104頁。

6 京都府宇治市住民基本台帳データ流出事件は1人あたり慰謝料1万円と弁護士費用5,000円（大阪高判平成13年12月25日）、早稲田大学江沢民事件は1人あたり慰謝料5,000円（東京高判平成16年3月23日）の支払いを命じた。

チェックリストを使った組織の健康診断

本チェックシートは、筆者が多くの検査不正事件の調査報告書の分析から、共通する発生要因を抽出して作成したものである。すなわち、理念と価値観の共有、不正のトライアングル（機会、動機、正当化）、「相反（ジレンマ）問題」と「線引き問題」、自律的な改善と危機対応、心理的安全性、3ディフェンスラインなどの要因である。

自社又は自部門の良い点、脆弱な点を客観的に評価することができる。研修等で使用し、抽出された脆弱な事項について、グループ・ディスカッション、全体ディスカッションを行い、具体的な課題と改善方法を検討することに役立てていただきたい。

(1)事前課題

- ①各事業部門の方は「自部門」を対象に、また本社のスタッフ部門の方は「自社」を対象にする。
- ②チェックリストの各項目の「具体的事例」が自部門又は自社に当てはまるか、5～1点で評価を記入する。
- ③「具体的事例」の合計点を、各項上部に記入する。（例：○点/20点）
- ④最も点数が低い項目を1つ選び、自社又は自部門の課題を具体的に記入する。

(2)研修当日のディスカッション

①グループ・ディスカッション

4～5人で、グループ・ディスカッションを行い、参加者各人のチェックリストの記入内容を披露し、自社又は自部門の脆弱な項目は何か、なぜそう考えたのか（具体的な課題）、これを改善するためには

どのような取組を行うべきか、を検討する。

②全体ディスカッション

講師がファシリテーターを務め、脆弱な項目と課題を挙げて、全体ディスカッションを行い、改善策を検討する。

図表6-8 チェックリストを使った組織の健康診断

部門名：	非常にそう思う 5点 そう思う 4点 どちらでもない 3点 そう思わない 2点 全くそう思わない 1点
記入者氏名：	

1. 理念・価値観の共有 当社は目指すべき商品・サービスのあり方を議論し、価値観を共有している。		/20点
具体的事例	①部門や会社の垣根を越えて、理念や大事にすべき価値、目指すべき商品・サービスのあり方を議論している	
	②当社に対する社会の期待、存在意義を議論している	
	③自社の商品・サービスに対する顧客の期待を議論している	
	④上司は現場の従業員と、目指すべき商品・サービスのあり方を共有している	
当部門・当社の具体的な課題		
2. ディフェンス機能 自部門、本社部門、監査部門におけるチェック機能が確立している。		/20点
具体的事例	①事業の現場に独立した検査部門があり、適法性や品質、プロセスの妥当性などを確認し、適宜指摘を受けて改善をしている	
	②本社部門に独立した検査部門があり、適法性や品質、プロセスの妥当性などを確認し、適宜指摘を受けて改善をしている	
	③本社の監査部門は、適法性やプロセスの適正性のみならず、企画内容の実現性や開発目標の妥当性なども確認している	
	④当社には、商品・サービスの品質に関する明確なルールが存在する	
当部門・当社の具体的な課題		

3. 動機 当社は自由闊達な議論をしており、できることは「できない」と遠慮なく言える。		/20点
具体的な事例	①現場の従業員は、上司に対して業務改善の相談をしている	
	②管理職は、現場の従業員からの報告の中に、ヒューマンエラーがあつたとしても叱責をせず、報告したことを褒めている	
	③職場では自由闊達に議論しており、できることは「できない」と言える	
	④本社と事業部門の間で、コミュニケーションがとれている	
当部門・当社の具体的な課題		
4. 正當化 当社は、適法性やルール遵守よりも納期や利益を優先させることはない。		/20点
具体的な事例	①経営者は、常にコンプライアンスの重要性を発信している	
	②上司は迷った場合は常に安全性や適法性、倫理性を優先している	
	③当部門では、法律・ルール・契約を遵守する雰囲気がある	
	④現場に「前と同じでいいんじゃない?」「細かいことは気にしなくていいんじゃない?」という雰囲気はない	
当部門・当社の具体的な課題		
5. 自律的な改善と危機対応 他社の不正事件は当社でも起こり得るという危機感を持って業務チェックを行っている。		/20点
具体的な事例	①部門内に業務上の問題を申告する制度があり、申告に基づく改善が行われている	
	②部門内に顧客からのクレームをとりまとめ、製品やサービスの改善につなげる仕組みがあり、機能している	
	③たとえ軽微であっても、ルール違反や違法な行為は、初期の段階で徹底的に根絶し、大きな事件・事故の発生を予防している	
	④事件・事故が発生した場合、いち早く事実確認・原因究明を行い、経営トップに報告している	
当部門・当社の具体的な課題		